

## 福島市新生活応援事業 湯めぐりパスポート交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福島市に移住し新たに生活を始める方に対して、市内公衆浴場を無料(全額減免)で利用できる年間パスポートを交付することにより、本市への定住を促進し、人に選ばれ、活気あふれる魅力多いまち「実・湧・満・彩 福島市」の実現を目指すため、福島市新生活応援事業湯めぐりパスポート(以下「湯めぐりパス」という。)の交付等について、必要な事項を定めるものとする。

(湯めぐりパス交付対象者)

第2条 この湯めぐりパス交付の対象者は、次の各号に該当する者が属する世帯主及び世帯員又は、世帯主が該当する者でない場合は該当する世帯員(以下「交付対象者」という。)とする。

- (1) 首都圏等で開催する移住フェアやセミナー、関係人口創出イベント等で本市の催しに参加した者、または、福島市の移住体験事業の参加者もしくは本市窓口、電話、オンライン等により継続して本市へ移住相談を行った者。
- (2) 福島市移住促進市営住宅に入居契約した者。
- (3) 福島市空き家バンクに登録のある空き家又は農地付住宅を購入、若しくは賃貸契約した者。
- (4) 独立して新規に農業経営を開始した者又は開始が見込まれる者。
- (5) 「ゆとり満喫福島オフィス」開設支援補助金を活用した者。
- (6) 福島市結婚新生活支援事業補助金を活用した者で、前年度3月1日以降に婚姻した者、かつ、3月1日以降に県外市区町村から転入した者
- (7) 福島市出会いの場創出事業の活用により成婚した者で、市外市区町村から転入した者
- (8) その他市長が認めた者。
- (9) 本条第1号から第8号のいずれかに該当し、且つ次の要件を満たす者。
  - ①市外から本市に転入届をし、居住することとなった者。
  - ②本要綱による湯めぐりパスの交付を受けていないこと。
  - ③本市に住民登録した後、継続して5年以上居住する意思がある者。ただし、客観的に定住することが認められる場合を除き、転勤の可能性のある者は対象としない。
  - ④企業等の業務命令に基づく一時的な転勤や所属企業等と関連のある企業等への赴任等により一時的に住民登録を行う者でないこと。ただし、本条第5号に該当する者は除く。
  - ⑤福祉施設等への入所を目的として住民登録を行う者でないこと。
  - ⑥勉学のために転入する者でないこと。
  - ⑦生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助等を受けている者でないこと。
  - ⑧外国人転入者については永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有する者。
  - ⑨その他市長が不適当と認めた者でないこと。

(湯めぐりパスの交付)

第3条 湯めぐりパスは、第2条の交付対象者に対し交付する。

2 湯めぐりパスは、別表に定める施設に掲示することにより、当該施設における基本使用料として一般入浴を無料(全額減免)で利用することができる。

3 湯めぐりパスの交付は、当該年度の予算の範囲内とする。

(湯めぐりパスの有効期限)

第4条 湯めぐりパスの有効期限は、湯めぐりパスの交付の日(以下「交付日」という。)

から1年度とし、現況確認のうえ交付日から通算して3年(36月)に限り有効期間を更新するものとする。なお、交付3年目の有効期限については、交付日から36月目の末日までとする。

(湯めぐりパスの交付申請)

第5条 交付対象者のうち、第2条第1号から第3号まで及び第5号、第8号に該当する者は、第2条第9号①の転入日(以下「基準日」という)から、第6号及び第7号に該当する者は、婚姻日(以下「基準日」という)から起算して12月以内に、第2条第4号に該当する者は、基準日から起算して36月以内に福島市新生活応援事業湯めぐりパスポート交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 第2条第1号に該当する者は、移住フェアやセミナー等において福島市の催しに参加した日付、内容等が確認できる書類、または、本市へ移住相談を行った日付、内容等が確認できる書類

(2) 第2条第2号及び第3号に該当する者は、住宅等の入居又は購入を証明する書類

(3) 第2条第4号に該当する者は、就農又は開始の見込みが確認できる書類

(4) 第2条第5号に該当する者は、「ゆとり満喫福島オフィス」開設支援補助金交付決定が確認できる書類

(5) 第2条第6号に該当する者は、福島市結婚新生活支援事業補助金交付決定が確認できる書類

(6) 第2条第7号に該当する者は、福島市出会いの場創出事業の活用が確認できる書類

(7) 交付対象者の顔写真

(8) 転入世帯全員の住民票

(9) 外国人転入者については在留カードの写し(表・裏)

(10) 前号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 海外からの転入及び外国人の場合で、上記の書類を取得できない場合はそれに準ずる書類を可能な限り提出することとする。

3 申請は、先着順に行うものとする。

4 受け付けた申請に係る湯めぐりパスの合計が予算の範囲を超えると認められるときは、新たな申請の受付は行わないものとする。

5 福島市移住引越支援金交付要綱第6条又は福島市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第6条の規定により福島市移住引越支援金、福島市結婚新生活支援事業補助金の申請を行ったとき又は過去に行っていたときは、本条第1項の(8)及び(9)並びに本条第

2項の書類は省略することができる。

(湯めぐりパスの交付決定)

第6条 市長は、湯めぐりパスの交付決定をしたときは、福島市新生活応援事業湯めぐりパスポート交付決定通知書（第2号様式）により、その内容等を交付対象者に通知し、福島市新生活応援事業湯めぐりパスポート（第3号様式）により、交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 市長は、交付対象者が、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、湯めぐりパス交付決定を取消し、また、既に交付した湯めぐりパスの返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正行為により湯めぐりパスの交付を受け、又は受けようとしたとき。

(2) 本市から転出したとき。

(3) この要綱並びに関係法令に違反する行為があったとき。

(4) 第4条の規定により更新されたとき。

2 市長は、前項第1号から第3号までの取消しの決定を行った場合には、福島市新生活応援事業湯めぐりパスポート交付決定取消通知書（第4号様式）により、その旨を交付対象者に通知するものとする。

3 市長は、本条第1項に基づく取消しを行った場合には、返還の期限を定めるものとする。

(湯めぐりパスの再発行)

第8条 交付対象者は、既に交付した湯めぐりパスを紛失した場合には、福島市新生活応援事業湯めぐりパスポート再発行申請書（第5号様式）により、1回のみ市長に申請できるものとする。

2 市長は、本条第1項の申請を受け、湯めぐりパスの再交付を決定したときは、福島市新生活応援事業湯めぐりパスポート再交付決定通知書（第6号様式）により、その内容等を交付対象者に通知し、福島市新生活応援事業湯めぐりパスポート（第3号様式）により、交付するものとする。

(湯めぐりパスの有効期限の更新)

第9条 交付対象者は、湯めぐりパスの有効期限の更新をする場合には、福島市新生活応援事業湯めぐりパスポート更新申請書（第7号様式）に本市に継続して住民登録されていることが確認できる書類等（住民票等）を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、本条第1項の申請を受け、湯めぐりパスの更新を決定したときは、福島市新生活応援事業湯めぐりパスポート（第3号様式）の交付により、更新決定を通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則  
この要綱は、令和2年7月30日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

No	温泉地名	対象公衆浴場名
1	飯坂温泉	鱒湖湯・波来湯
2	高湯温泉	あったか湯
3	土湯温泉	中之湯